

防衛装備庁仕様書

1 / 2

品 件 名	オランダ出張における車両役務	仕様書番号	T-07-1-31010-BA2-0016
		作成年月日	令和7年6月4日
		作成部課名	装備政策部国際装備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「オランダ出張における車両役務」（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 法令等

- a) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）
- b) 旅行業法（昭和27年法律第239号）
- c) 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）

1.3 目的

本役務は、令和7年6月22日（日）から令和7年6月25日（水）までの期間でオランダへ出張予定であるところ、実施される防衛装備協力等に関するイベント参加及び懇談に係る移動等の支援を受けるものである。

2 役務期間

令和7年6月22日（日）から令和7年6月25日（水）までの期間とし、別紙行動予定を標準とする。

3 役務内容

本役務の内容については、下記に示すものとする。

（1）全般

契約相手方は、官側と綿密に調整を行い、以下に基づいて本役務を実施するものとする。

（2）車両の手配

- a) 契約相手方は、移動支援を行うため、官側との調整の上、別紙の日程で最大4名までが乗車できる（運転手除く）、かつスーツケース等の大きな荷物が積載できる車両を手配するものとする。
- b) 運転手は、移動予定地域の地理及び道路状況を熟知していることに加え、急な要望に対応可能なものであること。また、英語が話せること。
- c) 時間貸切の車両は、運転手の健康状況に応じ、貸切時間中であっても運転手の交代体制を確保しても差し支えないものとする。
- d) その他、移動支援の標準時間は別紙に掲げるものとする。
- e) 車種はバン型・ワゴン型とする。

4 検査

検査は、3の内容について、立会にて検査を実施する。

5 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (2) 本契約により知り得た事項は、他に漏らしてはならない。
- (3) 事故等に対して、官側はその責を負わない。
- (4) 契約相手方は、旅行業法第4条及び同法施行規則第1条の2の規定による旅行業務の登録を行なっていること。契約後は速やかに証明できるものを提出すること。
- (5) 契約相手方は、本役務の履行過程で官側から提供される個人情報を取り扱うに当たっては、管理体制を十分に行い本契約に必要な範囲外で漏らしてはならない。
- (6) 契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を、漏洩又は転用してはならない。なお、本規定は本契約終了後においても有効に存続する。

○日程（予定）

【1日目：6月22日(日)】

- ① 15:00～19:00頃 ロッテルダム空港～ハーグ・ロッテルダムを3往復程度～Mainport Hotel Rotterdam

【2日目：6月23日(月)】

- ① 07:00～22:00頃 Mainport Hotel Rotterdam～ユトレヒト～ハーグ・ロッテルダムを3往復程度～Mainport Hotel Rotterdam

【3日目：6月24日(火)】

- ① 07:00～22:00頃 Mainport Hotel Rotterdam～ハーグ・ロッテルダムを3往復程度～ハーグ～Mainport Hotel Rotterdam

【4日目：6月25日(水)】

- ① 04:00～07:00頃 Mainport Hotel Rotterdam～スキポール空港